

発議第 1 号

松阪市議会委員会条例の一部改正について

松阪市議会委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 3 月 23 日 提出

松阪市議会議員	大 平	勇
	今 井	一 久
	深 田	龍
	坂 口	秀 夫
	中 村	良 子
	山 本	芳 敬
	山 本	節
	永 作	邦 夫
	中 島	清 晴

松阪市議会委員会条例の一部を改正する条例

松阪市議会委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「秘書室」を「秘書広報課」に改め、同号イ中「危機管理室」を「防災対策課」に改め、同号ウ中「経営企画部」を「企画振興部」に改め、同号中オを削り、カをオとし、同号キ中「会計管理室」を「会計管理課」に改め、同号中クをカとし、クをキとし、同項第 2 号イ中「健康ほけん部」を「健康福祉部」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、同項第 3 号イ中「産業経済部」を「産業文化部」に改め、同項第 4 号ア中「都市整備部」を「建設部」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。